

MAGAZINE FOR QUALITY OF LIFE

MEDICAL



メディカル クォール

2021

5

MAY

No.318

特集

第三回世界こどもホスピスフォーラム

全国で活性化することもホスピス設立のムーブメント イギリス、ドイツ、国内の先進事例に学ぶ小児緩和ケア

レポート

二〇二二年は「デジタルヘルス元年」となるか 三月から開始した保険証オンライン資格確認



ホルの外棺
後期王朝時代
(蓋)長さ199cm、幅72cm、高さ38cm
ライデン国立古代博物館
Image © Rijksmuseum van Oudheden (Leiden, the Netherlands)

岩田めい達の医事放談

日本の伝統文化の精神性～コロナ下に想う～

医療構造改革の今日的課題②⑧

緊急事態宣言解除後の課題

医療保障政策研究21

医療変革期の病院経営戦略⑦①

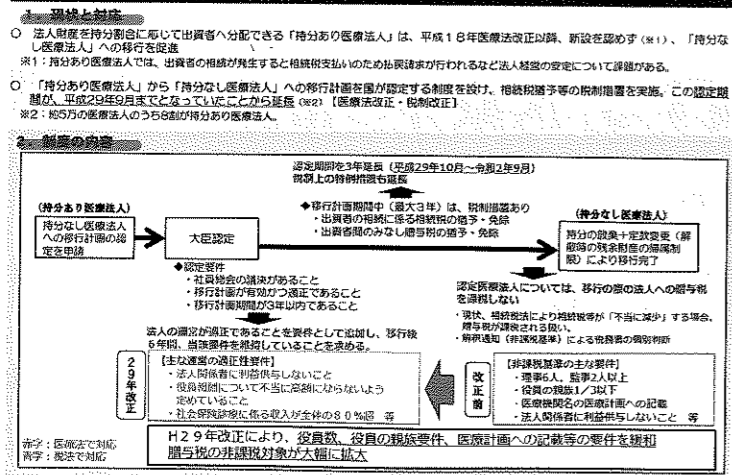
新型コロナ、なぜ病床大国の日本で病床ひっ迫が起きたのか？

社会福祉法人日本医療伝道会衣笠病院グループ相談役 武藤 正樹

「ライデン国立古代博物館所蔵 古代エジプト展―美しき棺のメッセージ―」は、
BunKamura ザ・ミュージアムで6月27日(日)まで開催後、仙台市博物館、山口県立美術館、兵庫県立美術館へ巡回予定

<図表1>

持分なし医療法人への移行計画の認定制度 (H29年医療法等の一部を改正する法律)



<図表2>

総額表示に「該当しない」価格表示の例

| | | |
|------------|--------------|----------|
| 9,800円(税込) | 9,800円(本体価格) | 9,800円+税 |
|------------|--------------|----------|

※平成25年10月に施行された消費税法改正特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。

<図表3>

総額表示に「該当する」価格表示の例

※税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

| | | |
|---------------------|---------------------------|--------------------|
| 10,780円 | 10,780円(税込) | 10,780円(3%税9,800円) |
| 10,780円(税込価格9,800円) | 10,780円(税込価格9,800円、税990円) | |
| 9,800円(税込10,780円) | | |

税込価格が明瞭に表示されている場合は、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

Q3 コロナ禍で職員の健診受診率が下がることを懸念している。そこで、福利厚生の一環として、ほかの医療機関で受けた健診(当院の健診項目にないものに限る)に対して補助したいが福利厚生費として認められるか?

職員の誰でも平等に、かつ、補助金額が高額でなければ、給与課税はされず福利厚生費で処理可能である。ただし、盲点があり、その負担額を職員の給与に上乗せしてしまうなど職員に支払うと給与扱い(課税の)

Q4 理事長が高齢で引退を考えているが、理事長職を引き受けてくれる勤務医師がいいため、子供である事務長を理事長に就任させたいが可能なのかどうか?

医療法人の理事長は原則として医師または歯科医師でなければならぬ。ただし、都道府県知事の認可を受ければ、非医師でも理事長に就任することができ。ただし、たとえば東京都では過去五年間で一件しか認可が下りていないようだ。

Q5 医療法改正に伴い役員員の責任が重くなったため、法人で役員賠償責任保険に加入し保険料を支払ったが、本来は役員自身が負担すべきものとして給与課税されることはないのか?

医療法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人 ③候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なう恐れがないと都道府県知事が認めた医療法人

Q2 新型コロナウイルス感染拡大によって、社会医療法人の救急医療等確保事業に係る基準を満たすことができず、認められないが、認定が取り消されしてしまうのか?

不採算等医療を担う社会医療法人とは、夜間休日の救急搬送件数が年間七五〇件以上、初診料に占める時間外の初診割合が二〇%以上などの基準を満たしている場合に認定を受けることができる医療法人である。ところが、新型コロナウイルスの感染拡大と収束が反復するなかで、社会医療法人においては、新型コロナウイルス患者の受入れ等に伴い、救急医療等確保事業基準を満たすことが困難なケースが生じている。

そこで、今年の三月、厚生労働省は、社会医療法人が救急医療等確保基準を満たすことができない場合においても、その社会医療法人に事業継続の意思があり、かつ都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には、その社会医療法人に対して一年間の猶予を与えることができるという従前の取り扱いを徹底する旨通知を出している。具体的には行政に確認が必要である。なお、新型コロナウイルスの影響であると

そして、非医師が理事長に就任することができずケースは次の三つのみである。

- ① 理事長が死亡し、または重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科または歯科大学(医学部または歯学部)在学中か、または卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師または歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合
- ② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人
 - ・ 特定医療法人または社会医療法人
 - ・ 地域医療支援病院を経営している医療法人
 - ・ 財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人

Q6 四月から消費税を総額表示しなければならぬと聞いたが? 差額ベッド代、予防接種、各種証明書といった保険外収入については、今年四月一日以降、消費税を含めた税込み価格で示す「総額表示」が義務化されている(図表2、3)。

医療機関でも、外来窓口、ホームページなどの料金表も総額表示する必要がある。

また、患者さんへ渡すレシートや領収書が総額表示になっていない場合にはレジのシステム変更が必要となる。

Q2 新型コロナウイルス感染拡大によって、社会医療法人の救急医療等確保事業に係る基準を満たすことができず、認められないが、認定が取り消されしてしまうのか?

不採算等医療を担う社会医療法人とは、夜間休日の救急搬送件数が年間七五〇件以上、初診料に占める時間外の初診割合が二〇%以上などの基準を満たしている場合に認定を受けることができる医療法人である。ところが、新型コロナウイルスの感染拡大と収束が反復するなかで、社会医療法人においては、新型コロナウイルス患者の受入れ等に伴い、救急医療等確保事業基準を満たすことが困難なケースが生じている。

そこで、今年の三月、厚生労働省は、社会医療法人が救急医療等確保基準を満たすことができない場合においても、その社会医療法人に事業継続の意思があり、かつ都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には、その社会医療法人に対して一年間の猶予を与えることができるという従前の取り扱いを徹底する旨通知を出している。具体的には行政に確認が必要である。なお、新型コロナウイルスの影響であると

二〇一六年の医療法改正により、役員員の法的責任が明確になった。この役員賠償責任保険には、役員等が損害賠償責任を過度に恐れて職務の執行が萎縮することを防止する効果や、法人が優秀な人材を確保しやすい効果も期待されている。

医療法人が、理事会の決議を経たうえで役員賠償責任保険に加入し保険料を負担した場合には、この負担は医療法上適法な負担と考えられることから、役員個人に対する経済的利益の供与はなく、役員個人に対する給与課税を行う必要はない。つまり、法人の経費として認められるということである。

坂田茂の

徹底解説・医療経営ゼミナール

第107回

厳選 医療経営一問一答

東日本税理士法人 副所長・税理士 坂田茂

コロナ禍ということもあって、いつも違う内容のご質問もいただいたが、そのなかから厳選してご紹介したい。

Q1 コロナ禍の影響で、認定医療法人の申請がストップしているが、いつ再開するのか?

二〇一四年一月一日から開始した認定医療法人制度は、二〇二〇年九月末日で法律の期限が到来した。そのため、現在は根拠法が存在しない状態で、新規認定は行われていない(厚生労働省は申請の相談のみ対応中)。一方、税法では、改正法案がすでに成立し、適用期限が三年延長されているため、医療法の改正が待たれている(図表1)。

このようなか、今年二月、国会へ提出された医療法の改正法案には、認定医療法人制度の適用期限の二〇二三年九月末までの延長が織り込まれている。そのため、この改正法案が法律として成立すれば、すでに延長されている税法と足並みが揃う形となり、申請業務も従来通り再開することになると考えられる。

ちなみに、この制度の利用状況は、二〇二〇年三月末日時点で、申請件数五六〇件、認定件数三三七件、持分放棄件数二三五件となっている。

Q2 新型コロナウイルス感染拡大によって、社会医療法人の救急医療等確保事業に係る基準を満たすことができず、認められないが、認定が取り消されしてしまうのか?

不採算等医療を担う社会医療法人とは、夜間休日の救急搬送件数が年間七五〇件以上、初診料に占める時間外の初診割合が二〇%以上などの基準を満たしている場合に認定を受けることができる医療法人である。ところが、新型コロナウイルスの感染拡大と収束が反復するなかで、社会医療法人においては、新型コロナウイルス患者の受入れ等に伴い、救急医療等確保事業基準を満たすことが困難なケースが生じている。

そこで、今年の三月、厚生労働省は、社会医療法人が救急医療等確保基準を満たすことができない場合においても、その社会医療法人に事業継続の意思があり、かつ都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には、その社会医療法人に対して一年間の猶予を与えることができるという従前の取り扱いを徹底する旨通知を出している。具体的には行政に確認が必要である。なお、新型コロナウイルスの影響であると

認められる場合として、次のようなケースを想定している。

- ① 次の医療機関において、新型コロナウイルス患者への対応を行ったために、平常時と同様に救急医療等確保事業を実施することが困難になり、基準を満たさなかった場合
 - ・ 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナウイルス患者・感染症の入院受入れを割り当てた医療機関
 - ・ 都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関
 - ・ 都道府県、政令市および特別区から役割を設定された地域外来・検査センター
 - ・ 都道府県から指定された発熱患者等の診療または検査を行う医療機関
 - ・ 都道府県、政令市および特別区からの依頼または委託等により、宿泊療養、自宅療養の新型コロナウイルス患者に対するフォローアップ業務を行う医療機関
- ② 感染拡大による外出自粛に伴うコロナ患者の受入施設での対応等に従事させている医療機関

医療機関への受診控えにより、一時的に救急医療等確保事業の実績が落ち込み、基準を満たさなかった場合